

焼尻島の一部地域が新たに

# 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定

「がけ崩れ、土石流、地すべり」の土砂災害から生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、警戒避難体制の整備や住宅等の新規立地の抑制など総合的な土砂災害対策を図るため、北海道知事より焼尻島の一部地域が新たに土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されました。

## ▶土砂災害防止法により指定された区域

指定種別	指定区域名	所在	自然現象の種類	指定月日
土砂災害警戒区域	東浜(2)	羽幌町大字焼尻字東浜	急傾斜地の崩壊 (雨や地震などの影響で土の抵抗力が弱まり急激に斜面が崩れ落ちる自然現象)	H 26.11.25
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	東浜(1)	羽幌町大字焼尻字東浜	急傾斜地の崩壊 (雨や地震などの影響で土の抵抗力が弱まり急激に斜面が崩れ落ちる自然現象)	H 26.11.25

指定区域にお住まいの方に対しては、別途、個別に周知しています。

指定区域の詳細な図面等は、役場総務課、天売・焼尻支所及び留萌建設管理部羽幌出張所(北海道)に備えており、どなたでもご覧になれます。



▶▶▶  
拡大図



## ▶土砂災害防止法とは？

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策(土木工事によらない対策)を推進しようとするものです。

## ▶土砂災害警戒区域と特別警戒区域

<b>土砂災害警戒区域</b> (通称:イエローゾーン)	土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、災害情報の伝達や円滑な避難誘導等、警戒避難体制の整備を図る区域です。
<b>土砂災害特別警戒区域</b> (通称:レッドゾーン)	土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、既存住宅の移転勧告などの対策を行う区域です。

## ▶土砂災害防止法の詳細情報 詳しくは、国土交通省又は北海道のホームページをご覧ください。

- 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/river/sabo/linksinpou.htm>
- 北海道 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/krn/kss/ssg/index.htm>

☎お問い合わせ 総務課総務係 ☎ 62-1211